

広島県公安委員会告示第 102 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 24 年 11 月 29 日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

| 検定 番号 | 検 定 の 有効期間 | 遊技機の 種 類 | 型 式 名 | 申 請 者 名 (住 所) | 製造業者名 (住 所) |
|----------|---|-------------|------------|---|------------------|
| 2P0880 | 告示の日 (平成24年11 月 29 日) か ら 3 年間 | ぱちんこ 遊技機 | CR 蒼天航路 SP | 株式会社ビスティ 代表取締役 大塚 敏光 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号) | 左同 |